		日	号外	ページ
三八二	日本国に帰化を許可する件	一五	四	二
〃	〃	一九	〃	〃
三八三	戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件	二〇	三	三
三八四	除籍が滅失した件	二五	三	三
三八五	除籍の一部が滅失した件	二五	三	三
三八六	出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件	二七	一	一
三八九	日本国に帰化を許可する件	二七	一	一
三九〇	除籍が滅失した件	二八	一	一
三九二	日本国に帰化を許可する件	二八	二	二
三九三	出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を定める件の一部を改正する件	二八	三	三
三九四	裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十三条第一項の規定による変更の届出があった件	二八	三	三
三九五	出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件	二九	五	五
三九七―一	出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件	二九	六	六
二五九	国際連合安全保障理事会決議第二千百四十六号（リビアの原油取引に関する制裁措置追加決議）に関する件	二九	六	六
三八〇	**○外　務　省** 原戸籍の一部が滅失した件	二九	六	六
二六〇―二	円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とインド政府との間の口上書の交換に関する件	一	五	四
二六二	円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とスリランカ民主社会主義共和国政府との間の口上書の交換に関する件	四	三	三
二六三	人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とガーナ共和国政府との間の書簡の交換に関する件	四	三	三
二六四	第二次タザラ交差点改善計画のための贈与に関する日本国政府とタンザニア連合共和国政府との間の書簡の交換に関する件	四	三	三
二六五	ダルエスサラーム送配電網強化計画のための贈与に関する日本国政府とタンザニア連合共和国政府との間の書簡の交換に関する件	四	三	三
二六六	投資の相互の自由化、促進及び保護に関する日本国政府とモザンビーク共和国政府との間の協定の効力発生に関する件	四	三	三
二六七	国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる資産凍結等の措置の対象となるクリミア自治共和国及びセヴァストーポリ特別市のロシア連邦への「併合」又はウクライナ東部の不安定化に直接関与していると判断される者を指定する件	五 174	四 九	三
二六八	ギニア共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とギニア共和国政府との間の書簡の交換に関する件	五 特12	一	一
二六九	千九百六十七年七月十四日にストックホルムで署名された世界知的所有権機関を設立する条約へのツバルの加入に関する件	七	三	三
二七〇	ガイアナ共和国、グレナダ、ジャマイカ、スリナム共和国、セントビンセント及びグレナディーン諸島、セントルシア、ドミニカ国及びベリーズにおける「気候変動に対応するための日・カリブ・パートナーシップ計画」のための贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の書簡の交換に関する件	一一	二	二
二七一	ギニアビサウ共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件	一二	三	三
二七二	コンゴ共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件	一二	三	三
二七三	チャド共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件	一二	三	三
二七四	中央アフリカ共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件	一二	三	三
二七五	南スーダン共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件	一二	三	三
二七六	レソト王国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件	一二	三	三